# **評価算定書** 事業の名称

## [(仮称)世田谷区立代田五丁目計画 新築工事]

# 区分1【エネルギー使用の合理化(再生可能エネルギーの利用)】

(R5.4 改訂)

. ,, -	具体的な配慮	基準点	採点	備考	
	具体的な配慮	配慮内容	<b>本</b> 华.R	採思	加考
	延床面積 10,000 ㎡未満(※)	<ul><li>① 太陽光発電設備</li><li>10kW</li><li>② 年間一次エネルギー量換算</li><li>100GJ</li></ul>	2		
再生可能	①太陽光発電 ②その他自然エネルギーの変換利用	① " 1 5 kW ② " 1 5 0 GJ	4	6	<b>※5,000</b> ㎡未満では
可能エネ	(太陽熱温水パネル、地中熱、風力等) ③太陽光発電の蓄電利用	① " 2 0 kW ② " 2 0 0 GJ	6		500 ㎡につき 1kW 設置で基準点2 1.5kW " 4
ルギーの		③蓄電池容量10kWh (太陽光発電5kW以上)	2	2	1.5kW " 4 2kW " 6
利用	延床面積 10,000 ㎡以上	<ol> <li>太陽光発電設備</li> <li>20kW</li> <li>年間一次エネルギー量換算</li> <li>200GJ</li> </ol>	2		屋根貸など他事業者による設置でもよい。
(太陽光利用)	①太陽光発電 ②その他自然エネルギーの変換利用	① " 30kW ② " 300GJ	4	0	発電電力の利用方法は問わない。
	(太陽熱温水パネル、地中熱、風力等) ③太陽光発電の蓄電利用	① " 4 0 kW ② " 4 0 0 GJ	6		
		①蓄電池容量 2 0 kWh (太陽光発電 1 0 kW以上)	2	0	
再生可能	再生可能エネルギー電力の導入	導入する場合	1	0	再生可能エネルギー利用率 が30%以上の電力の導入
の制工	地中熱利用設備等の導入	導入した場合	1	0	
用ネ	自然通風・外気等利用の導入	導入した場合	1	0	
ルギ	バイオマス設備等の導入	導入した場合	1	0	
	太陽熱利用設備等の導入	導入した場合	1	0	
	小計点			8	

区分1【エネルギー使用の合理化(省エネルギー対策)】 (共同住宅)

	具体的な配慮	配慮内	 N容	基準点	採点	備考
	急速充電器等の設置	プライベート用	1個設置	2		
			2個以上設置	3		
(EV 及		パブリック用	1個設置	3	3	
及しびト			2個以上設置	4		
P	普通充電器等の設置	プライベート用	1個設置	1		
HV用			2個以上設置	2		
用充電		パブリック用	1個設置	2	0	
用充電設備			2個以上設置	3		
備の緩	充電用ケーブルルートを確	プライベート用	1個設置	1		
の設置)	保する空配管等の整備		2個以上設置	2		
		パブリック用	1個設置	2	0	
			2個以上設置	3		
	外皮性能	住戸単位				断熱等級 5 相当
熱築	外皮平均熱貫流率 UA値	UA 値の設計値が       1         0. 6 W/m²・K 以下         加えて UA 値       2         0. 4 6 W/m²・K 以下				
熱負荷抑制					2	
熱負荷抑制建築物外皮の				2		断熱等級6相当
V						
	効率的な運用の仕組み	最適運用のための予測・計測表示 がある		1	0	
省						
省エネルギー	換気設備に係る事項	全熱交換器の採用	全熱交換器の採用		-	全住戸で対応機器が設
ルギ					1	置された場合
	照明抑制に係る事項	タイムスケジュール制御の採用		1	1	共用部分対象
システ		非居室に人感セン	ナーの採用	1	1	共用部分対象
ر ب	給湯設備に係る事項	ガス潜熱回収型も	しくは、電気ヒ	_	_	全住戸で対応機器が設
		ートポンプ給湯器	の採用	1	1	置された場合
~~	一次エネルギー消費量	住棟全体のBEI				ZEH-M Oriented 相当
1	設計値/基準値(BEI)	0.8 以下	で計画	2	0	
消 費 ルギ	(創エネ含む)	″ 0.5 以下	で計画	3	2	ZEH-M Ready 相当
		〃 0.25 以	下で計画	5		ZEH-M Nearly 相当
その他、「エネルギー使用の合理化」事		世田谷区が優れて	ていると認める	1又は	区採	採点は基準点の範囲で
項 →別	項→別紙に記入もの			2	点欄	区が認めた点数
	1.	小計点			1 1	
	エネルギー使用	の合理化①②合計,	点		1 9	
L						

各配慮項目の採点を合計し、その点数により評価する。

			評価結果
1~6点	*	適合水準配慮	
7~10点	**	良好な配慮	
1 1 点以上※	***	優良な配慮	0

\*\*\*\*優良な配慮については、区分1【エネルギー使用の合理化(再生可能エネルギーの利用・省エネルギー対策)】のいずれも小計が2点以上の場合に限る。

### 区分2【みどりの保全・創出】

	具体的な配慮	配慮内容	基準点 1	採点1	基準点 2	採点2
 緑 の 量	緑化率(※1)	基準(※1) どおり 基準に2%上乗せされている "4"	1 2 4	1	採点1の合計 2点→1点	
の 確 保	高木等 (※2) の配置 (本数)	基準どおり 基準を20%上回る " 40 "	1 2 4	4	3~5→2点 6~8点→3点	2
緑化	地上部の緑化率	地上部だけで基準(※1)を満たす	1	0	採点1の合計	
化空間	環境空地 (※3) の面 積	基準を20%上回る	1	0	0→0点 1→1点 2→2点	0
既存樹木	既存樹木の保全へ	敷地内に樹木を保存し、樹形の維持、生育基盤の確保など保全のための具体的な措置がある。 やむを得ず保全できない場合の代替植栽を計画している	1	0	採点1の合計 0点→0点	0
樹 木	の配慮	既存植栽の生育環境や、地域の歴史を 踏まえた樹木の価値を把握し、保存し た緑地の景観や環境を維持保全する管 理計画がある	2	0	1→1点 2~3点→2点	
	世田谷の風土に調 和する樹木による 緑化	在来種 (※4) の本数が高木等 (※2) 40%以上、中低木 10%以上かつ、在来 種の高木等 4 種以上、中低木 3 種以上 ある	2	0		
	植栽による良好な 景観形成	常緑樹と落葉樹のバランスのとれた植 栽計画となっている	1	1		
みどり		新たな景観を生み出すシンボルとなる 樹木の植栽がある	1	1	採点1の合計	
りの質		多様な花や実が鑑賞できるなど季節を 感じられる植栽計画となっている	1	1	0~1点→0点	
の確保等※		敷地や建物の条件に応じた適切な緑地 づくり(日照条件、成長空間、生育基盤、 環境圧)に対する取組みを行っている	2	2	$2 \sim 3 \rightarrow 1$ 点 $4 \sim 6 \rightarrow 2$ 点	2
5		生きものを呼び寄せる植栽や空間を整 備している	1	1	7点以上→3点	
	生物多様性に対す	整備した緑地を生きものとのふれあい の場として活用する計画がある	2	0		
	る配慮	生物モニタリング等及びその結果の緑 地等の維持管理への反映が計画されて いること	3	0		
	」 」、「みどりの保全・創 項→別紙に記入	世田谷区が優れていると認めるもの (例: ABINC、JHEP、SEGES いずれ かの認証を取得しているまたは取得予 定)	1~5	区採点欄		区採点欄
		合計点				4

配慮項目の採点2を合計し、その点数により評価する。

※1 「世田谷区みどりの基本条例」による ※2 高木 植栽時の高さが4m以上の樹木

			評価結果
1~3点	*	適合水準配慮	
4~5点	**	良好な配慮	0
6点以上	***	優良な配慮	

/•\ <u>4</u>	H]/ C	100 4X 6.0	△ > 1¤1 C	5 W - 4 III	シムー・ショント	٠
	準高木	IJ	2.5	$\sim$ 4 m	未満の樹木	
<b>※</b> 3	「世田谷	区建築物	かの建	築に係る	る住環境	
	の整備に	こ関する	条例」	による		

 $\stackrel{.}{\times}4$  「在来種」とは、原則として「植栽時における在来種選定ガイドライン(平成 26 年 5 月 東京都環境局)」に基づいて選定される種をいいます。

※5 「世田谷区生きもの緑化ガイドブック」、「世田谷区建築にともなう緑化のためのガイドライン」を参照の上記載ください。

# 区分3【資源の適正利用】

	具体的な配慮	配慮内容	基準点	採点	備考
躯	グリーン購入法の特定調				世田谷区グリーン購入方針に
体材料	達品目の利用		1	0	基づく対象品目の利用を含む
グルは					スラグ骨材等を使用した場合
ル材の利用料におけるこ	東京都環境物品等調達方	採用した場合			多摩産材等、リサイクル鋼材
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	針の特別品目		1	0	等を使用した場合
サ					
	劣化対策	外部仕上げ材が耐用年	1	1	
		数の長い材料の採用			
	大型機器の搬出入	大型機器の搬出入ルー			
		トや楊重方法が明記さ	1	0	
		れた更新計画が作成さ		·	
		れている			
長	建設資材の再利用対策等	躯体と仕上げ材とが容			
寿 命	に係る事項	易に分別できるように	1	1	
長寿命化等		なっていること			
4		内装材と設備が錯綜せ			
		ず、解体・改修・更新の			
		際に容易にそれぞれ取	1	1	
		り外し可能になってい			
		ること			
		再利用できるユニット	1	0	
		部材を用いていること		Ŭ	
木	低炭素素材の利用(木材	家具や内装材に木材を	1		
材 の	等)	使用している。	1	2	
) 活 用		構造体に木材を使用し	2		
用		ている。	2		
⊸ 持	雑用水利用	雨水・再生水等の利用	1		
水の利用持続可能な		を採用した場合	1	1	
	節水型設備機器の導入	採用した場合	1	1	
その他、	「資源の適正利用」事項	世田谷区が優れている	1又は	区採	採点は基準点の範囲で区が認
	→別紙に記入	と認めるもの	2	点欄	めた点数
				6	

各配慮項目の採点を合計し、その点数により評価する。

			評価
1~2点	*	適合水準配慮	
3~4点	**	良好な配慮	
5点以上	***	優良な配慮	0

## 区分4【災害対策】

	具体的な配慮	配慮内容	基準点	採点	備考
	免震構造または制震構造	採用した場合	2	0	
災害へ	構造躯体の倒壊等防止	建築基準法 (※1) の 1.25倍で計画	1	0	品確法の耐震等級2相当(構 造躯体の倒壊等防止)
		建築基準法 (※1) の 1.5倍で計画	2		同上 耐震等級 3 相当
の配慮	雨水流出抑制	基準(※2)を15パー セント上回る	1	0	
		基準(※2)を30パー セント上回る	2	,	
	防火水槽	新設又は設置されてい る場合	1	1	専用の水槽または、常時水を ためて火災時に使用するもの
災害時	防災倉庫	設置した場合	1	1	延べ面積1万m <sup>2</sup> 以上の場合 は、※2を超える配慮
	災害トイレ	設置した場合	1		延べ面積1万m <sup>2</sup> 以上の場合に 2基以上で点数化されます。 ※2を超える配慮
		以降居住者 5 0 人あたり 1 基以上設置した場合	1	0	上記に加え延べ面積に関らず 100人あたり→2基以上 150人あたり→3基以上で 点数化されます。
へ の	防災井戸	設置した場合	1	0	
対 策	非常用飲料水生成システム	設置した場合	1	0	
/K	非常用発電機	設置した場合	1	0	設置容量 5 k V A 以上
	蓄電池	設置した場合	1	0	設置容量 5 k W h 以上 (太陽光発電の蓄電以外)
	V2B・V2H 設備	設置した場合	1	0	
	災害時に近隣の人が一時避 難できる空地	100m <sup>2</sup> 以上確保し た場合	1	0	
そのは	・ 他、「災害対策」事項 →別紙に記入	世田谷区が優れている と認めるもの	1又は 2	1	太陽光発電電力の共用部利用
				3	

各配慮項目の採点を合計し、その点数により評価する。

			評価
1~2点	*	適合水準配慮	
3~4点	**	良好な配慮	0
5点以上	***	優良な配慮	

- ※1 建築基準法施行令第88条第3項 に定めるもの
- ※2「世田谷区建築物の建築に係る住環境の 整備に関する条例」による

4つの『評価区分』において、基準にない項目であっても、環境に配慮し評価に値すると思われる項目が何かあれば記入してください。

### 区分名:【】

#### 【具体的な配慮内容として】

- ・太陽光発電設備(40kW)採用による自然エネルギーの変換利用を行う。
- ・道路に面した法面は自主管理によるセットバックを行い、道路に面する敷地周辺は積極的に緑化を行う。
- ・駐車場は地下に配置し、近隣への騒音対策に配慮する。

#### 例:区分1【エネルギー使用の合理化(再生可能エネルギーの利用・省エネルギー対策)】

- ・建物間に隙間を設け、自然通風を積極的に取り入れる。
- ・使用する電力は再エネ 100%の電力を調達する。
- ・大容量の蓄電設備を設置することで太陽光発電時間以外の電力を賄う。
- ・従前の建物の実績と比較して計画建物のエネルギー使用量を30%削減する。

#### 例:区分2【みどりの保全・創出】

- ・ABINC (一般社団法人いきもの共生事業推進協議会)、JHEP (公益社団法人日本生態系協会) または SEGES (公益社団法人都市緑化機構) いずれかの認証を取得しているまたは取得予定のもの。【配点 5 点】
- ・計画地は湧水保全重点地区であり積極的な地下水の涵養に努める。
- ・既存樹木を保存するため樹木医による診断を行い、健全な全ての高木、準高木を移植する。
- ・道路に面した法面を緑化する。

#### 例:区分3【資源の適正利用】

・認証木材、エコマテリアル、リサイクル材を積極的に活用する。

#### 例:区分4【災害対策】

- ・BCP 対策として非常用発電機導入により電源を確保し、照明・コンセント・水道の利用を可能とする。
- ・電気自動車の外部給電機を準備する。
- ・地形や立地の特性を踏まえた防災設備の計画を行う。
- ・グリーンインフラとしての緑の保全・創出を積極的に行い、豪雨対策等の災害対策と魅力ある環境形成を 共存させた計画としている。
- ・複数台の EV 充電設備設置の場合の充電デマンド抑制システム導入により、電力使用量の平準化を図る。

#### 【その他】

4つの区分以外で、環境に配慮し評価に値すると思われる配慮項目があれば下記に記入してください。

#### 【具体的な配慮内容として】

- ・太陽光発電設備による電力については蓄電池を介して共用コンセントや共用部照明に使う計画とし、 災害時に電源として活用する。
- ・従前の土地の起伏を活かし、切土盛土を極力少なくすることにより土砂災害が起きないよう配慮する。
- 例1 CASBEE 等他の評価制度で高評価を取得する。
- 例2 敷地内の歴史的文化遺産や歴史的な自然景観を保存する。
- 例3 出入り車両による周辺の渋滞や混雑を避ける進入路を選択する。
- 例4 遠隔管理・制御等によるエネルギー(電力)受給制御システムを導入する。
- 例 5 建設に係る  $CO^2$ 排出量の削減や把握等の取組みをしている。

このページ内で書ききれない場合は、コピーをしてご記入ください。